

吹田市感染症予防計画(案)概要

第1章

- 感染症予防計画の法的な位置づけ【第1章の1】
- 患者の人権尊重【第1章の2の(3)】
- 事前対応型行政の構築【第1章の2の(1)】
- 健康危機管理のもと国・府・関係機関等との連携し感染症予防を推進【第1章の3】
- 感染症予防及び治療対策【第1章の2の(2)】

第2章

平時

新興感染症の発生及びまん延時

発生予防・まん延防止

- 感染症発生動向調査【第2章の1の(1)】
- 感染症届出の周知・届出への対応【第2章の1の(1)】
- 疑似症の取扱い【第2章の1の(1)】
- 情報収集・分析及び公表【第2章の1の(1)】
- 予防接種に関する正しい知識の普及【第2章の1の(2)】
- 食品衛生・環境衛生・関係機関・団体との連携【第2章の1の(3)】

- 発生状況、情報公表に係る府への協力、発生動向調査の活用【第2章の2の(1)】
- 国・府の指示に従って臨時的予防接種【第2章の2の(1)】
- 対人措置(健康診断、検体採取、就業制限、入院勧告)【第2章の2の(2)】
- 対物措置(消毒、建物への立入制限等)【第2章の2の(3)】
- 積極的疫学調査【第2章の2の(4)】
- 食品衛生・環境衛生・動物衛生・検疫所・関係機関・団体との連携【第2章の2の(5)】

○必要に応じて、府へ感染症の発生、まん延防止のために総合調整の要請【第2章の9】

情報収集等

- 感染症・病原体等の情報収集、調査、研究【第2章の3の(1)】
- 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関への電磁的方法での届出・報告の義務化の周知【第2章の3の(2)】

検査

- 検査実施体制と検査能力向上【数値目標】【第2章の4】
- 府との連携による検査体制の整備【第2章の4の(2)】

- 民間検査機関への協力要請【第2章の4の(2)】
- 府・関係機関等の連携による検査情報収集等の体制整備【第2章の4の(3)(4)】

医療提供体制

入院

- 府の協定締結による医療提供体制の整備【第2章の5の(1)】

- 療養先の検討と府と連携による入院調整【第2章の5の(1)】
- 府の協定に基づく病床確保【第2章の5の(1)】

自宅療養

- 府や医師会との連携による往診等の体制構築【第2章の5の(2)】
- 救急医療機関、消防、高齢者施設等団体との医療支援体制の確認【第2章の5の(2)】

- 健康観察体制の整備(ICTの活用)、生活必要物品の支援【第2章の8の(1)(2)】
- 高齢者施設等の療養者への健康観察や療養支援【第2章の8の(1)(2)】

移送

- 消防、民間事業者による移送体制確保【第2章の6の(1)(2)】
- 医療機関、移送関係者を含めた移送訓練【第2章の6の(2)】
- 医療機関受入体制の情報の共有化【第2章の6の(2)】

- 関係機関と連携した移送体制整備の強化【第2章の6の(1)(2)】
- 医療機関からの適切な情報提供【第2章の6の(2)】

啓発・人権尊重

- 患者への差別・偏見の排除、感染症予防の正しい知識の普及【第2章の10の(1)】

- 感染症患者の個人情報保護と人権尊重【第2章の10の(2)】
- 適切な報道提供と不適当な情報提供時における迅速な対応【第2章の10の(2)】

人材養成・資質向上

- 感染症に関する人材養成・資質の向上【数値目標】【第2章の11】
- 地域医療機関との連携強化と研修・訓練等への支援【第2章の11の(2)】

- 感染症対策・検査に関する研修会への派遣と講習会の開催【第2章の11の(2)】
- IHEAT要員への研修・要請時運用【第2章の11の(2)】

保健所体制

- 感染症対応業務を行う人員確保【数値目標】【第2章の12】
- IHEAT要員確保【数値目標】【第2章の12】
- 他自治体との連携と保健所体制の確保【第2章の12の(1)】

- 人員体制の整備と応援受入体制の構築【第2章の12の(2)】
- 統括保健師等の配置【第2章の12の(2)】
- 府と連携し整理した役割分担で対応【第2章の12の(3)】

その他感染症予防の推進

- 高齢者施設等への感染対策への助言【第2章の8の(2)】
- 医療機関、高齢者施設等への講習・研修【第2章の14の(1)】

- 対策本部会議の設置開催【第2章の13の(2)】
- 国、府等との連携、支援要請、情報提供【第2章の13の(1)(3)(4)(5)(6)(7)】